



2025年9月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 加 藤 製 作 所
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 公 康
(コード番号 6390)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 人 事 統 括 部 長 石 丸 靖
(TEL 03-3458-1111)

従業員持株会支援信託E S O Pの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員を対象とした「従業員持株会支援信託E S O P」(以下、「本制度」)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

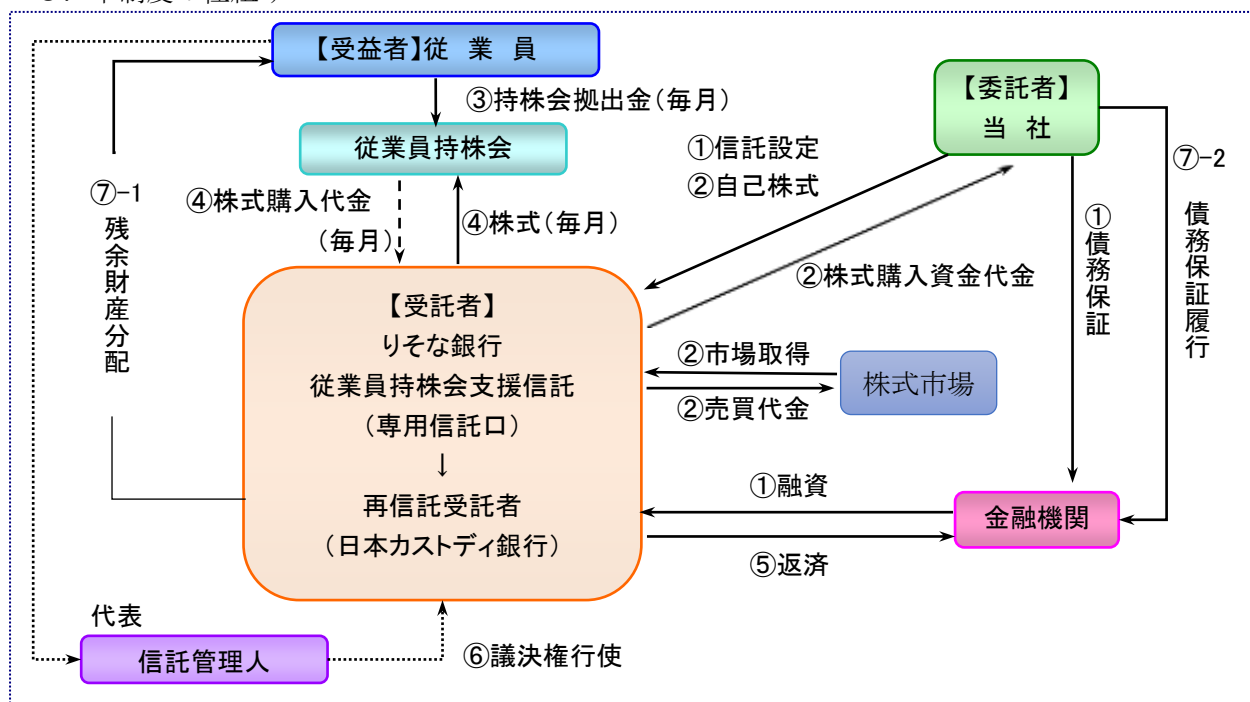
2. 本制度の概要

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるE S O P (Employee Stock Ownership Plan)等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

当社が「加藤製作所従業員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することとなります。

なお、本制度導入に伴う信託の設定時期、期間、株式取得金額等の詳細は、決定次第改めてお知らせいたします。

3. 本制度の仕組み



※持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

制度開始時	①	当社は従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受けます（当社は当該融資に債務保証します）
	②	専用信託口は、借入金を原資として信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社普通株式を、自己株式の処分（第三者割当）による方法又は株式市場における取引（立会外取引による取引を含む）による方法により取得します
運営時	③	従業員は毎月当社持株会に持株会拠出金を支払います
	④	当社持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入します
	⑤	専用信託口は、株式売却代金等を原資として金融機関に借入金を返済します
	⑥	専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使します
終了時	⑦-1	株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 ⇒ 当初定める方法に従い、受益者（従業員）に財産を分配します
	⑦-2	株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 ⇒ 当社が金融機関に対して保証債務を履行します

4. 信託契約の概要

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託（他益信託）
- ②信託の目的 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
- ③委託者 当社
- ④受託者 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ⑤受益者 当社持株会加入員のうち受益者要件を満たす者
- ⑥信託契約日 2025 年 12 月（予定）
- ⑦信託の期間 2025 年 12 月～2030 年 11 月（予定）
- ⑧議決権行使 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

以 上